

不育症検査費用助成事業

R3 予算案：12億円・新規

目的

- 保険適用されている検査については、保険診療における実施を促しつつ、現在、研究段階にある不育症検査について保険適用を目指した助成制度を創設し、患者の自己負担軽減を図る。

概要

- 実施主体：都道府県、指定都市、中核市
- 助成額：一回 5万円を上限
- 負担割合：国1/2、都道府県等 1/2
- 保険適用されている検査について保険診療で実施していること
- 現在、研究段階にある検査のうち、保険外併用の仕組みで実施するもの※(例：流産検体の染色体検査)を対象に、自治体が行う助成に対し、一定の補助を行う ※先進医療と呼ぶ

<保険適用検査>

<保険適用外検査(研究段階の検査)>

助成制度のイメージ

不育症



今後の予定 (先進医療として実施することを想定)

関係学会において対象とすべき検査等の決定



申請医療機関での情報収集等の体制整備

申請



先進医療会議における審議・承認

告示



厚生局への届出医療機関で実施

2021年春目途